

## 横浜市歯科口腔保健の推進に関する市民意見募集の結果概要について

## 1 募集期間

平成 30 年 12 月 10 日（月）～平成 31 年 1 月 11 日（金）

## 2 受付人数

67 人

## 3 応募者の属性

## (1) 年代

20 歳未満… 2 / 20 代… 1 / 30 代… 7 / 40 代… 13 / 50 代… 13 /  
60 代… 17 / 70 歳以上… 11 / 無回答… 3

## (2) 市内・市外

市内… 63（在住・在勤 56・無回答 7）  
市外… 1  
無回答… 3

## 4 応募方法

郵送… 43 / 持参… 0 / F A X… 4 / メール… 4 / 市会ホームページ… 16

## 5 意見の内容別件数（条文の番号は素案におけるもの）

条例素案全体	22 件
第 2 条（定義）	10 件
第 3 条（基本理念）	4 件
第 4 条（市の責務）	7 件
第 7 条（保健医療等関係者及び事業者の責務）	8 件
第 8 条（基本的施策）	10 件
第 9 条（歯科口腔保健推進計画の策定）	16 件
第 11 条（意見聴取）	2 件
その他	24 件
合計	103 件

## 6 意見の概要及び委員会の考え方

別紙のとおり

## 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例(素案)に関する市民意見と委員会の考え方(案)

## 条例素案全体【22件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
1	全体	健康寿命の延伸に対する取り組みとして、絶対必要なことだと思う。条例の素案も読んだが充分だと思う。条例化に向け、推進してほしい。大賛成である。	ご意見として承ります。
2	全体	口腔の健康は、様々な病気に影響を与えると聞いた。そういった点で、口の中の健康に関する市の取り組みに賛同する。	ご意見として承ります。
3	全体	歯科口腔保健が大事なことは理解しているが、生涯にわたる健康づくりに役立つことは他にもたくさんある。なぜ歯科口腔保健を条例化するのが理解できない。	本市における健康増進に関する全般的な施策については、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「健康横浜21」を平成13年度に策定し推進しています。 歯科口腔保健については、国において平成23年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体に対し、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。 現在、本市の歯科口腔保健施策は個別の分野計画の中で各区局が実施していますが、本条例を制定することにより、法が求める地方公共団体の責務を積極的に果たすとともに、本市の歯科口腔保健施策を区局横断的に推進することを目指しています。
4	全体	歯科口腔保健と糖尿病が関係するなら、腎臓にも排尿にも血液にも本当に身体中に関係してくる。	近年、歯周病と全身疾患との関係性が明らかになってきているなど、健康寿命の延伸の観点から歯科口腔保健の重要性が一層高まっています。そのため、本条例の制定を目指して議論を進めています。
5	全体	歯科はとても大切である。横浜市は歯のことは遅れていると思う。	本市においても歯科口腔保健に特化した条例を制定することで、より一層歯科口腔保健の施策を推進する必要があると考えています。
6	全体	歯は医療費もかかるので、子供のころからの予防が大切だと思う。	ご意見として承ります。
7	全体	健康寿命を長くするために歯科、口腔保健は大切である。是非、進めてほしい。	ご意見として承ります。
8	全体	条例の内容はとても期待できるものだと思う。実際の現場できちんと実施してほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めていきます。
9	全体	自分の体験や講演会などで歯周病が様々な病気に関わっていることを知った。人生100年時代になり、健康寿命を全うしたいと思う中で、歯科口腔保健の推進を目指す条例はいい考えで、賛成できる。	ご意見として承ります。

10 11 12 13	全体	神奈川県条例は5年ごとに改正をする規定があったが、市条例に同様の規定は設けないのか。 【4件】	条例の見直しについては、社会情勢等を鑑み、必要に応じて検討していくものと考えます。
14	全体	平成20年までの神奈川県保健医療計画の地区計画の位置づけだった頃と比較すると、よこはま保健医療プラン2013、同2018と格段に歯科口腔保健に係る記述はふえてきている。特に、保健医療の担い手を医歯薬看一体で捉え市民目線で計画を構築する点は、県計画よりも評価できる。	ご意見として承ります。
15	全体	保健医療の中の歯科口腔保健の施策の根幹となる条例を制定することが、保健医療プランだけでなく3計画の中で「歯科口腔」だけを別枠で議論することの論拠になることのないように運用してほしい。条例に基づく事業の立案・実施が常に保健医療プラン・健康横浜21と一体となり連携して進捗するような仕組みの構築をお願いしたい。そうした意味で、「第4条 市の責務」における「総合的、計画的」を「第10条 財政上の措置」を背景に着実に実施していただきたい。	この条例は歯科口腔保健計画を定めることで、関連する分野の施策を総合的に推進していくことを目的にしているため、関連する施策が分離されないよう行政に求めています。
16	全体	私は保健活動推進員として区と連携してさまざまな活動をしてきた。歯と口のケアは虫歯や歯周症予防のためだけではなく全身の健康を守るためにとっても大切です。今回の横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例を強力に進めていただきたい。	ご意見として承ります。
17	全体	健康寿命を平均寿命に近づけるべく、口腔からアプローチするのは素晴らしいと思う。歯科医療等関係者だけではなく、私たち市民の責務にも言及していて、市民が能動的に取り組むことが大切だと思った。	ご意見として承ります。
18	全体	妊婦から乳幼児期及び学齢期・成人期・高齢期と全世代を網羅し、かつ糖尿病や喫煙の影響などへの対策も含まれているのはいいと思う。	ご意見として承ります。
19	全体	歯科保健の推進はよいと思う。前にテレビで日本一虫歯が少ない小学校が横浜市にあることを知った。校医の努力は大きいと思うが、ノウハウを学び、まずは子供から「日本一虫歯が少ない都市・横浜」を目指して欲しい。虫歯が少ない都市となれば、子供や保護者など市民の意識も高まり、全ての世代が歯を大切に思うように思う。	ご意見として承ります。
20	全体	年齢を重ねるごとに歯や歯茎の病気が多くなり、悩む年齢となってきた。最近はテレビなどで歯の大切さが取り上げられることが多くなってきたと思う。食は健康の源、食べることがきちんとできる口の健康は重要だ。横浜市民の健康増進を図る上でも重要な条例と思う。	ご意見として承ります。
21	全体	条例が施行された後のフォローアップがとても大事なので、数年度（3～5年後）に事業運営に対する再検討が必要である。よりよい方向に改善していけるような体制にしてほしい。	市は第9条で歯科口腔保健推進計画を策定することとしました。計画の策定に当たっては、第11条の規定により、市民一人一人の健康づくりの推進を目的に毎年複数回開催され、行政や関係機関等が連携して企画・検討・評価を行う健康横浜21推進会議の意見聴取を求めています。
22	全体	私の子供は重度の障害があり、自分の力で口腔ケアを行うことができない。家族はもちろんだが、本人に関わってくださっている介助者の皆さんにも、口腔ケアについての意識を高め、実践してもらおうと安心だ。横浜市歯科口腔保健の推進について、ぜひ条例にしてほしい。	ご意見として承ります。

## 第2条(定義)【10件】

番号	条文等	意見の概要	当委員会の考え方
23	第2条	第2条第1号歯科口腔保健の中に摂食嚥下、食育が入っていないのはなぜか。	<p>摂食嚥下については、歯及び口腔の機能である、摂食・咀嚼といった食べる機能や発音・発語機能などとして、第2条第1号の「歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上」に含んでいると考えます。</p> <p>また、食育については、歯及び口腔機能に関連する重要な分野であることから、条例の基本理念として第3条第3号において、歯科口腔保健施策の推進に関する施策は食育などの関連分野と合わせて行っていくと規定しました。</p>
24 25 26 27 28 29 30 31	第2条	第2条第3号の歯科医療等関係者の定義について、「歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。」の「団体」は「歯科医師会」とするのが妥当ではないか。【8件】	<p>ご指摘の趣旨は「団体」の中に含まれていると考えています。</p>
32	第2条	条例は有益だが、歯科医療従事者はこの条例をどれほど理解しているか。歯科医師会の会員でない歯科医師への周知も課題である。	<p>市は第4条第2項で施策の策定及び実施に当たっては歯科医療等関係者との連携及び協力することが求められます。</p>

## 第3条(基本理念)【4件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
33	第3条	介護予防の講座を老人会などで継続的に出来るシステム作りが大切だ。歯周病予防や食育の大切さ、生活習慣病と関連づけてできたらいいと思う。	<p>近年、歯周病と全身疾患との関係性が明らかになってきているなど、健康寿命の延伸の観点から歯科口腔保健の重要性が一層高まっています。そのため、本条例の制定を目指して議論を進めています。</p> <p>歯科口腔保健の施策は基本理念として第3条に規定する通り、食育や他の保健施策など関連する分野と連携して総合的に推進する必要があると認識しています。</p>
34	第3条	第3条の基本理念は大賛成である。	<p>ご意見として承ります。</p>
35	第3条	3条の基本理念の担保として歯科医療業務者に口腔内科として教育、研究科目の設定が必要ではないだろうか。	<p>ご意見として承ります。</p>
36	第3条	すばらしい試みだと思う。口の中のみならずプライマリーヘルスケアの担い手として歯科を活用していくべきと考える。また、施策の中に認知症対策や誤嚥性肺炎予防なども入れるべき。	<p>歯科口腔保健の施策は基本理念として第3条に規定するとおり、他の保健施策など関連する分野と連携して総合的に推進する必要があると認識しています。</p> <p>具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。</p>

#### 第4条(市の責務)【7件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
37	第4条	子供たちとその親に歯科口腔保健の正しい知識を身につけさせるよう働きかけてほしい。	市民に対する正しい知識や情報の提供等は市の責務として第4条第3項に規定しています。
38 39 40	第4条	最近テレビなどで歯周病が全身疾患につながると言ってるにもかかわらず市民への周知が少ないと思う。【3件】	近年、歯周病と全身疾患との関係性が明らかになってきているなど、健康寿命の延伸の観点から歯科口腔保健の重要性が一層高まっています。そのため、本条例の制定を目指して議論を進めています。 第4条第3項では市の責務として「普及啓発」、「市民の意欲を高めるための運動促進」などを規定しています。普及啓発の一層の取り組みにより歯科口腔保健の重要性が認識されると考えています。
41	第4条	歯科はたくさんあるが、小児専門の歯科なのかわかりづらい。子供のころから歯科に定期的に通い、虫歯をつくらない習慣をつけさせる必要がある。小児歯科について、子育て支援施設などに情報が提供されていると子育て世代にとって便利だと思う。	歯科口腔保健の重要性をより一層周知するため、市の責務として「普及啓発」、「市民の意欲を高めるための運動促進」などを第4条第3項で規定しました。
42	第4条	横浜市が歯科口腔保健施策に国や県とも連携・協力のもと取り組むというのは心強い。	ご意見として承ります。
43	第4条	第4条の市の責務として、歯科口腔保健の推進に向けて、市職員への啓発をしてほしい。	市職員のさらなる意識向上は大変重要です。本条例は市の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画に実施し、市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的にしています。目的の達成に向けて、行政と連携して施策を推進していきます。

#### 第7条(保健医療等関係者及び事業者の責務)【8件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
44	第7条	歯科口腔保健の推進が健康寿命延伸に大きく寄与されることを期待している。口腔ケアが認知症予防にもなっていると思う。高齢者施設においても、口腔ケアの有無で食欲や食べ方、話し方や元気に差がみられる。	高齢者福祉に従事する者は、保健医療等関係者として第7条において支援の対象者に対し、「積極的な役割を果たし、歯科口腔保健の取組が困難な者に対して、必要な支援を行う」と規定しました。
45	第7条 第9条	第7条1項は具体的に何を想定しているか。歩行が困難な障害者等に対する施策はどうするのか。歯科医の訪問検診制度はないのか。そういう歯科医、歯科衛生士がいないのは処遇制度の問題はないか。	保健医療等関係者が身体全体の健康管理と同様に歯科口腔保健に関して意識を持ち、定期的な検診の受診や早期治療等を働きかけるとともに、口腔ケアや受診等を自分で行うことができない方に対しては日常の歯みがき指導や、受診への支援などを行うことを想定しています。 具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
48	第7条	食育や摂食嚥下、老年歯科栄養に関しては管理栄養士・栄養士がかかわらないと適正な指導はできない。老人福祉施設の管理栄養士はもっと地域に密着するべきなので、特養管理栄養士が口腔に関する健康や食育、摂食嚥下の健康増進事業にかかわれるよう制度を整えてほしい。	高齢者福祉に従事する者は、保健医療等関係者として第7条において支援の対象者に対し、「積極的な役割を果たし、歯科口腔保健の取組が困難な者に対して、必要な支援を行う」と規定しました。

46 47 49	第7条	企業などの健康診断で歯科検診を義務化できるといいと思う。【3件】	第4条第4項で、横浜市の責務として事業者に対し、「情報の提供、助言その他必要な支援を行う」ことを規定し、第7条第3項では事業者に対して従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう求めています。
50	第7条 第9条	各区の在宅歯科連携室や訪問事業を拡充して在宅の高齢者の方々へのサービスの充実が大切である。老人福祉保健施設やデイサービス等では口腔ケアの大切さを認識し、歯科衛生士を配置するともっと適切な口腔ケアができるだろう。認知症の方や片麻痺、パーキンソン病の方々には、口腔ケア介助が必要、効果もある。	高齢者福祉に従事する者は、保健医療等関係者として第7条において支援の対象者に対し、「積極的な役割を果たし、歯科口腔保健の取組が困難な者に対して、必要な支援を行う」と規定しました。また、具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
51	第7条 第9条	ぜひ年1回の歯科検診を無料化し歯医者まで行けない人には歯科衛生士の無料訪問指導をするようにしてほしい。	第7条では受診等を自分で行うことができないため支援が必要な方に対しては保健医療等関係者が必要な支援を行うことを規定しました。具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。

## 第8条(基本的施策)【10件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
52	第8条	乳幼児に対する取り組みを行ってくれる医療機関がわかるようにしっかり広報してほしい。そのため医療機関への教育と周知をしっかりとお願いしたい。	市が第8条第4号の規定により実施する乳幼児期及び学齢期の歯科口腔保健施策について、歯科医療等関係者は第6条の規定により「市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力する」責務を有します。条例の制定を機に、行政と歯科医療等関係者の連携はより強まると考えています。
53	第8条	歯科へ行くと必ず、医師、歯科衛生士ともにマスクをしている。難聴者はマスク越しではくぐもって聞こえ、指示がよく聞き取れない。中途失聴、難聴者には、筆談で対応してほしい。	カードやタブレットによって中途失聴、難聴の方への対応を行っている医療機関はあると聞いていますが、今後、障害児・者の関係機関等への啓発の充実、障害の特性にあった歯科口腔保健の取り組みを一層推進するため、第8条第7号を規定しました。
54	第8条	障害のある人や高齢者にとって歯科や口腔の健康の必要性を常にかけている。障害者の歯の治療をしてくれる歯科医が少ないため、できるだけ早く条例を策定して、歯科医の障害理解も含め施策を進めてほしい。	歯科医師等の障害理解をさらに深めていくことが必要と考えています。障害児・者の関係機関等への啓発の充実、障害の特性にあった歯科口腔保健の取り組みを一層推進するため、第8条第7号を規定しました。
55	第8条	乳幼児からの口腔ケアの大切さを伝えることは、成長過程において大事なことと思う。	市の基本的施策として規定する第8条第4号では、乳幼児の歯科口腔保健の取り組みを通じて乳幼児や児童の食生活や養育状況などを把握し、必要な支援を行うことで健全な発育の促進や育成を支援することを目指しています。
56	第8条	第8条第2号を「市民が定期的な歯科保健指導を受けるための「勧奨」及び必要に応じて歯科健診を受けるための「推進」に関する事」としてはどうか。	市民が歯科検診を受診することを後押しするために、勧奨という表現を使用しました。

57	第8条	第8条第5号に企業従事者への歯科健診の拡充を明記してはどうか。	企業従事者とは企業で働く従業員のことを指していると考えましたが、従業員の歯科健診は第8条第5号に規定する「成人期における歯科口腔保健の推進」として取り組まれると考えます。また、第7条において、事業者が従業員の健康管理の重要性から、従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすことを務めるよう規定しました。
58	第8条	第8条6号について、高齢者には推進という表現より充実化としたほうがいいのか。	ご指摘の趣旨は「推進」に含まれています。
59	第8条	「第8条 基本的施策」において、妊娠期からターミナル期を含む高齢期まですべてのライフステージを施策でカバーすることに加え、障害児・者（医療的ケア児・後天的障害を含む）、災害時の歯科口腔保健をその対象としたことは、横浜市にとっては画期的なことだと評価できる。	ご意見として承ります。
60	第8条	子供の歯科検診により口腔内の健康格差について注目することには賛成だ。経済的に裕福でも、子供に関心の薄い親もいて、ひどい虫歯の子供もいる。そのような子供は親の経済力にかかわらず支援の必要な可能性がある。親に大切に育てられたかどうかの問題なのである。 歯科的なアプローチからこのような問題にもぜひ対応していけるよう頑張してほしい。	市の基本的施策として規定する第8条第4号では、乳幼児の歯科口腔保健の取り組みを通じて乳幼児や児童の食生活や養育状況などを把握し、必要な支援を行うことで健全な発育の促進や育成を支えることを目指しています。
61	第8条 第9条	市条例に期待しており、ライフステージに沿った歯科保健対策の充実をお願いしたい。自分の住んでいる区では年に1度、口腔がん検診が行われているようだが、さらなる充実をお願いしたいので、第8条の基本的施策に明示してほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めていきます。

### 第9条(歯科口腔保健推進計画の策定)【16件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
62	第9条	市民への歯科口腔衛生指導と職場や学校での食後の歯磨きタイム導入を提案したい。口腔衛生状態の改善は、歯科疾患の改善だけでなく、QOLの向上や長寿にもつながり、長い目で見ると医療費の減少につながると思う。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めていきます。
63	第9条	口腔内、歯科の保健や疾患予防に対する取り組みが、医療や保健医療に携わる者となっているが、日常ケアについては、指導講習などの受講者でもないと思う。そういった人材を活用して頻りに講座を開催した方が、市民の意識は高まると思う。	歯科口腔保健の推進の取り組みは歯科医療等関係者だけでなく、行政・市民・保健医療等関係者・事業者が連携して進める必要があると認識しており、それぞれの責務を規定しています。 具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めていきます。

64	第9条	健康診断に口腔健診も加えてはどうか。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
65	第9条	乳幼児だけでなく成人も区役所で検診をしてほしい。そのとき、口腔がん検診も一緒にしてほしい。品川区は乳幼児フッ素塗布をしているので、横浜市でも実施してほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
66	第9条	歯科口腔保健の推進は特定検診と一体で推進すべき。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
67	第9条	歯科口腔保健が大切で、定期検診が虫歯や歯周病の予防につながることは理解できるが、費用もかかるため、1回の検診費用を1000円程度にする体制を整えてほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
68	第9条	歯周病検診制度が、40・50・60・70の年齢でないと受診できないのは残念だ。この制度が周知されていないので、知った時には対象年齢を超えていて利用できなかった。対象年齢に幅をもたせて、利用の機会を広げてほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
69	第9条	相談会や歯磨き、入れ歯の手入れ方法のアドバイスなど開催してほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
70	第9条	区に歯の相談をしても、職員がいないと断られてしまう。治療は町医者でもよいが、公平性のあるところで相談に乗ってもらえるような制度が欲しい。がん検診のように歯の検診も市が区役所や町内会館等でしてほしい。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
71	第9条	妊娠期における歯科健診ではその担い手の点で他のライフステージとの一貫性を欠く問題があるし、成人期や障害者においても他の政令市と比較すると施策が劣っている。妊娠期から一貫した歯科口腔の健康保持と成人期の検診と予防活動、障害児者の食の確保が、超高齢社会横浜を「口から食べる」を維持した健康長寿社会へと導く最も安価な方策なのではないか。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。
72	第9条	学齢期における歯科口腔保健の推進をうたっているが、学齢期の医療費助成が他の地域より劣っている分、年に1回でもいいので子供用の検診無料券を発行してもらえればとても効果があると思う。	具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。

73	第9条	<p>条例を契機に、他の政令指定都市などに比べて劣る横浜市の歯科医療施策が充実すればいいと思う。特に障害者の歯科診療を行っている歯科保健医療センターまでの通院は遠い上、全身麻酔での歯科治療は半年待ちという状況である。歯科医療体制が崩壊しているため、第2、第3の歯科保健医療センターができ、障害者にも優しい都市になってほしい。</p>	<p>具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。</p>
74	第9条	<p>現在40歳以上の方を対象に行っている歯周病検診の適応年齢を下げた方がいいと思う。歯科従事者の見地から、40歳以上だと、ほとんどの方が歯周病に罹患している状態なので、歯周病が進む前の段階で検診を受けて意識づけをしていくことが罹患者を減らし、予防につながっていくと思う。</p>	<p>具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。</p>
75	第9条	<p>0歳から18歳ごろの間にもっと健康観を植えつけるような取り組みをしてほしい。親が忙しく子供を見れない家庭が多くなってきているためか、自分を大切にしない子供がふえてきている気がする。まずは学校医による歯科検診の質を上げるのはどうだろうか。何か困ったことがないか相談を受け付け、一人一人に向き合うような歯科検診を取り入れたらよいのではないか。</p>	<p>具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。</p>
76	第9条	<p>一般歯科・小児歯科臨床を日常行っている歯科医師として、患者さんが口腔機能の大切さ・自身の口腔内の状態を理解していないと感じている。改善策として以下のことを提案したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政による口腔機能の大切さの啓発</li> <li>2. 未就学児からの口腔衛生管理・食育指導の徹底</li> <li>3. 大学・企業での歯科健診の義務化</li> <li>4. 生活保護者の歯科健診の義務化</li> </ol>	<p>具体的な施策については、第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、行政に対し、既存の歯科口腔保健施策も含めより効果的・効率的な施策を検討するよう求めています。</p>
77	第9条	<p>第9条の計画は期間は5年と決めて、評価、改定を行うべき。</p>	<p>第9条に規定する歯科口腔保健推進計画の策定に当たっては、第11条で市の健康横浜21推進会議の意見聴取を求めています。歯科口腔保健推進計画は健康横浜21推進会議において適切な期間や評価方法等が議論されると考えています。</p>

## 第11条(意見聴取)【2件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
78	第11条	<p>横浜市の健康づくりの指針である健康横浜21とのかかわりが記されていないのはないか。</p>	<p>歯科口腔保健の施策は基本理念として第3条に規定する通り、他の保健施策など関連する分野と連携して総合的に推進する必要があると認識しており、第11条で計画の策定や進捗管理、重要事項を定めるに当たっては健康横浜21推進会議の意見を聴くこととしました。</p>
79	第11条	<p>各地区で行われる歯、口腔に関わる事業は今後この条例に基づいて運営されることと思うが、理念ではなく、実行力のあるものとし、さまざまな事業検証も行き、結果、課題、対策も明確に市民に情報開示をしてもらいたい。</p>	<p>第11条において、計画の策定や進捗管理、重要事項を定めるに当たっては、議論の公開が原則である市の健康横浜21推進会議の意見を聴くこととしました。</p>

その他【24件】

番号	条文等	意見の概要	委員会の考え方
80	その他	歯科口腔保健の推進は歯科医師として貢献していきたいが、保険診療の高点数個別指導が厳しく、現在の保険診療制度では充実した診療は行えず、何も協力できない。よって、歯科口腔保健を推進したいが絵空事でしかない。	ご意見として承ります。
81	その他	金沢区歯科医師会では毎年口腔ガン健診を実施しているが、毎年抽選に外れてしまうため、受診者の人数をふやしてほしい。	ご意見として承ります。
82	その他	歯並びやかみ合わせが悪くて、発音やそしゃくに支障があるような場合には、健康保険で直せるように制度改正してほしい。既に制度化されているのであれば、市民にもっと周知してほしい。	ご意見として承ります。
83	その他	このアンケートをパフォーマンスで終らせず、しっかりと生かしてもらいたい。	ご意見として承ります。
84	その他	そもそも区役所に歯科医師は配置されているか。	市の職員として各区に歯科医師は配置されておりませんが、歯科医師会等の協力により歯科口腔保健に関する施策が実施されています。なお、局に歯科医が配置されており、区全体の業務支援を行っている状況です。
86	その他	全ての国民が歯科検診を受けたほうがよいと思う。	ご意見として承ります。
87	その他	条例に反対はしないが、賛成もしない。 歯、口だけでなく、頭（認知症）、体（寝たきり）も対象にした条例を要望する。行政は未病対策を始めたが、健康づくりを小学生から社会人まで授業や勤務時間中に下記3点をやるよう法律をつくってほしい。 ①正しい姿勢で深呼吸 ②血行をよくする（爪もみ・足裏マッサージ・ウオークマット） ③舌回し（唾液を出す）	ご意見として承ります。
88	その他	私の歯はbad. 推進はgood. Healthは 歯は Importance. Good	ご意見として承ります。
89	その他	歯の大切さを実感するようになった。若いうちからもっと大切にしておけばよかった。	ご意見として承ります。

90	その他	若い世代、子供たちには定期検診や歯磨きをしっかり行ってほしい。	ご意見として承ります。
91	その他	日本は歯の取り組みがまだまだ遅れているため、横浜から“歯の良い町”をつくってほしい。	ご意見として承ります。
92	その他	施設に入所する要介護者には歯科口腔に問題がある方が少なくないが、適切なケアにより健康状態が上向きケースもある。そのためには、利用者の生活に寄り添い、その方の全身的な問題や性格・生活習慣などを理解して口腔の状態を把握できる施設歯科衛生士が必要である。 施設で歯科衛生士の設置が進むように、施設間の連携や口腔衛生管理加算の充実をお願いしたい。	ご意見として承ります。
93	その他	歯科口腔保健を推進することはよいと思うが、何か新しい取り組みをするのであれば、無駄使いはしない程度にきちんと予算、人員を確保してほしい。町医者にやらせるのではなく、行政がサービス・検診をしてほしい。	ご意見として承ります。
86 94	その他	横浜市では歯科関係の職種の採用はなく、ほかの医療職種ばかりのようだ。採用の有無によって就職活動の仕方も変わってくる。学校の友人も自治体職員を希望している。採用をする際には広報だけでなく、市内・県内の学校にも知らせてほしい。求人希望の学生が多いことも忘れないでほしい。【2件】	ご意見として承ります。
95	その他	歯周ポケットの清掃を継続したいが、3箇月あけなければいけない保険制度は改めてほしい。同じ診察代を払うのに、歯科医師、歯科衛生士によって丁寧さが変わることがないようにしてほしい。	ご意見として承ります。
96	その他	健康を維持するためには、かみ合わせがよいことが重要だと言われている。かみ合わせが悪い場合の歯列矯正に対して、市からの補助金がほしい。日本で一番「歯並びのきれいな人が多い都市」を目指したい。	ご意見として承ります。
97	その他	基本的施策を着実に実施していくにはマンパワーは欠かせない。現在の横浜市において歯科医師・歯科衛生士資格を持つ職員の数が十分だとは思えない。今後データヘルスにおいても、歯科口腔の健康が全身の健康にいかに関与するかが明らかになると思う。そのときに増員するのでは遅いと思う。	ご意見として承ります。

98	その他	<p>歯科診療については、自由診療の部分が特に多く、お金をかけることができる人は良い治療を受けることができるような気がする。この状況を打開すべく、保険診療の適応範囲を広げるか、健康寿命の観点から、歯科の訪問診療の診療報酬を上げることが必要なのではないか。</p>	ご意見として承ります。
99	その他	<p>高齢者は歯に問題があっても一人での受診が難しいことが多く、そこから食事形態が変化し、QOLの低下やADLの低下につながっているのではないかと思う。そのため、訪問診療の診療報酬を上げることによって、訪問歯科医の件数をふやし、積極的に歯科医師に関わってもらう必要があると思う。デイサービスなどの集団の場への訪問もできるようになるのが理想である。</p>	ご意見として承ります。
100	その他	<p>自由診療を少し規制してほしい。自由診療については、かなり費用の高いところがある。技術料と言われてしまえばそれまでだが、明らかに高い費用を請求される。せめて、初診の健診の金額だけでも統一してほしい。常識の範囲を逸脱して金額が設定されているような歯科を市や区の医師会で把握してほしい。年金受給者もふえる中、節約して暮らしている高齢者の歯の健康をどうしたら保てるのかということを考えてほしい。</p>	ご意見として承ります。
101	その他	<p>親が食道がんの手術を受け、食事に苦勞しており、通常の4、5倍の時間がかかっている。幸いなことに歯が28本そろっており、なんとか咀嚼できている。歯の重要性を感じた。</p>	ご意見として承ります。
102	その他	<p>条例をつくり、いい方向に進めば、「横浜市に住んでいてよかった」となるし、横浜市以外にも広がっていくといいと思う。</p>	ご意見として承ります。
103	その他	<p>横浜市は、歯科口腔保健の推進にかかわる歯科関連職員の充実に努めてほしい。</p>	ご意見として承ります。

## (仮称) 横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例 (素案)

### (目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔<sup>くわう</sup>の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者（労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であつて歯科口腔保健に関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診（健康診査及び健康診断を含む。）をいう。

### (基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。）の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。
- (2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。
- (3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。
- (4) 乳幼児期及び学齢期（小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。
- (5) 成人期（満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。）における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。
- (8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。
- (9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。
- (10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。
- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第1項に規定する官民データをいう。）を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。